

横須賀市公共施設予約システム利用者登録申請書

(あて先) 横須賀市長

利用者登録番号

私(私たち団体)は、裏面の「横須賀市公共施設予約システム利用者登録規約」に同意のうえ、次のとおり利用者登録を申請します。

申請日 年 月 日

※ 氏名または団体名	フリガナ	フリガナは、左づめで濁点も1文字とし、姓と名の間は1マスあけてください。											
	漢字	姓と名の間は1マスあけてください。											
※ 代 表 者 名	フリガナ	フリガナは、左づめで濁点も1文字とし、姓と名の間は1マスあけてください。											
	漢字	姓と名の間は1マスあけてください。											
※ 住 所	郵便番号	〒	-		フリガナ		住所						
	住所												
※ 電話番号・生年月日	▼市外局番	▼市内局番	▼番号	生 年 月 日	1. 明治	左の年号から該当する番号を記入							
					2. 大正	3. 昭和	4. 平成	年	月	日			
登 録 種 別 等	※ 個人・団体の別	該当する番号を記入		※ 在住・在学在勤の別	該当する番号を記入		※ 主な利用施設	個人登録の場合				該当する番号を記入	
	1. 個人 ⇒	2. 団体 ⇒	1. 市内在住 ⇒	2. 在学在勤 ⇒	1. 運動公園・生涯学習センター 総合福祉会館・産業交流プラザ ヴェルクよこすか								
団体登録の場合の構成員内訳		市民	在学在勤	その他	合計	団体登録の場合							
		人	人	人	人	2. コミュニティセンター 3. 体育会館							

※印の欄は必ずご記入ください。住所欄は、アパート名などもご記入ください。

* 住所が市外(在学在勤者)の場合、記入をお願いします。

学校名・勤務先	フリガナ											
学校・勤務先等所在地	〒	-										
電話番号	-		-									

本人確認資料	1 運転免許証	2 健康保険証	3 学生証・社員証	
	4 パスポート	5 その他		
備考				

横須賀市公共施設予約システム利用者登録規約

(目的)

第1条 この規約は、横須賀市公共施設予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、横須賀市及び指定管理者（以下「市等」といいます。）が管理する公共施設の予約申込等をする際に必要となる利用者登録手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等手続を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市等は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(利用者登録の対象者)

第3条 個人で利用者登録をすることができる者は、15歳以上（中学生を除く。）の在任在勤在学の方です。

2 団体で利用者登録をすることができる施設は、次に掲げる施設です。

(1) コミュニティセンター

(2) 体育会館

3 利用者登録をすることができる団体は、3人以上で構成される団体で、次の要件を満たすものです。

(1) 代表者が第1項の要件をみたすこと。

(2) 構成員の過半数が在任在勤在学であること（体育会館を除く。）。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人または団体は、利用する施設の窓口へ本人（団体の場合は代表者本人）確認のできる書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、学生証など）等を提示のうえ、横須賀市公共施設予約システム利用者登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）（様式1）を提出するものとします。

(利用者登録カードの発行等)

第5条 市等は、施設の窓口において、前条により提出のあった登録申請書の申請内容について審査を行い、利用者として承認する場合は、横須賀市公共施設予約システム利用者登録カード（以下「利用者カード」といいます。）を発行するとともに、登録申請書の申請内容および利用者登録番号を本システムに登録します。

2 利用者は、市等が発行した利用者カードを次の各号に注意して取り扱うものとします。

(1) 利用者は、利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定欄に署名（団体の場合は団体名を記入）してください。

(2) 利用者は、利用者カードを慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に使用し、管理してください。

(3) 利用者は、施設を利用するときは必ず利用者カードを持参してください。

(4) 利用者カードは、登録した個人または団体以外は使用できません。また、他人にこれを譲渡し、または貸与することはできません。

(利用者登録番号・パスワードの利用・管理)

第6条 利用者は、本システムの利用にあつては、利用者登録番号・パスワードを本システムに入力することにより、利用申込等の手続を行うことができます。

2 本システムを利用するための利用者登録番号およびパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

(1) 利用者登録番号およびパスワードは他人に知られないように管理してください。

(2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。

(3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。

(4) パスワードを忘失した場合は、速やかに利用者登録を行った施設に連絡し、その指示に従ってください。

3 市等は、これら厳重に管理された利用者登録番号・パスワードにより行われた手続については、本人により行われたものとみなします。

(利用者カードの紛失、盗難)

第7条 利用者は、利用者カードの紛失または盗難があった場合は、直ちにそ

の旨を利用者登録を行った施設に連絡するものとします。

(利用者カードの再発行)

第8条 利用者カードは、再発行しないものとします。

2 利用者は、利用者カードを紛失、または著しくき損した場合は、新たに利用者登録の申請を行い、利用者カードの発行を受けるものとします。

(利用者登録の変更)

第9条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、利用する施設の窓口へ遅滞なく変更内容が確認できる書類等（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、学生証など）を提示のうえ、利用者カードとともに申請事項変更届を提出して、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録の期間)

第10条 利用者登録の申請がされ、市等が利用者と認めた日を登録日とし、登録日から5年間を登録期間とします。

2 登録期間を経過した時点で、経過した登録期間中に1回以上の利用があり、市等が認めた場合は、引き続き5年間を登録期間とします。

3 登録期間を経過した時点で、経過した登録期間中に利用がなかった場合は、登録の抹消をする場合があります。

(利用者登録の抹消)

第11条 市等は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 利用者が登録廃止の申請をした場合

(3) 施設の管理に関する法規等または本規約に重大な違反をした場合

(4) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合

(5) その他利用者として不適当と認めた場合

2 利用者は、第1項第2号の申請をする場合は、利用者カードを施設の窓口に戻却するものとします。

(施設及び利用方法)

第12条 本システムにより利用申込等手続を行う対象となる施設および利用申込等手続の具体的な方法については、横須賀市が別に定めるものとします。

(免責事項)

第13条 市等は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害および利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

第14条 利用者の申請に基づく個人情報について、市等は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

2 市等は、利用者の申請に基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、本システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として、各施設の管理者が利用する場合があります。

(登録情報の字体)

第15条 提出された登録申請書の記入字体が、本システムで取扱い困難である場合、本システムで表示される字体並びに郵送物等の字体は標準文字になります。

(準拠法および管轄)

第16条 本規約は日本国法に準拠するものとします。また、本システムの利用または本規約に関して利用者と市等の間に生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第17条 市等は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

この規約は、平成17年8月10日から適用します。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から適用します。